

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	許可事項変更の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	秋田県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則第 2 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	秋田県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則第 2 条、第 5 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○秋田県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則 （許可事項の変更）</p> <p>第 2 条 法第 7 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を 変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。 （添付書類）</p> <p>第 5 条 法及びこの規則の規定により知事に提出する申請書及び届書には、次に掲 げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（1） 設計書 （2） 平面図 （3） 縦断面図及び横断面図 （4） 構造図</p> <p>2 知事は、前項に掲げる書類のほか、必要と認める書類を提出させることができ る。</p>
	参 考 資 料
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>60 日</p>
備 考	秋田県市町村への権限委譲の推進に関する条例第 82 第 7 号に基づく権限委譲対象 事務等の範囲を定める規則第 2 条の表第 14 項による
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日